

提言書素案に対する意見等及び提言書案への反映状況一覧

資料1-2

No	素案ページ	提言書素案への意見	提言書案への反映状況等
1	目次	I-3-(7) 目標VII 「人女性～」誤植（※文頭の「人」不要）	○目次 誤植を修正
2	1, 2	SDGsのゴール5やジェンダー主流化(p.1)、またGGI (p.2) について触れられていますが、ゴール5の達成が、日本のSDGsの達成自体の優先課題となっていることをSDGsの箇所ではどうかと思います（日本のSDGsの達成に向けては、ゴール5の取組の強化が不可欠）。 （参考）「持続可能な開発レポート」において、日本のSDGs達成度は、2022年には163か国中19位。目標別達成度では、ゴール5は、毎年、達成度が最も低い目標の1つとして評価がなされている。 https://s3.amazonaws.com/sustainabledevelopment.report/2022/2022-sustainable-development-report.pdf	○「I-2-(1)国際的な動き」P2 ご意見を踏まえ、加筆
3	6	現状の整理の中に現時点でパートナーシップ宣誓制度の導入がどのくらいあるかという点も記載いただければと思う。	○「I-2-(3)国・埼玉県の動向」P6 ご意見を踏まえに加筆
-	11	●基本理念「女（ひと）と男（ひと）～」の「女と男」という表現について	
4		あえて男女という漢字で表記するのは、問題があるのではないかという感覚はある。ひらがなで「ひと」と「ひと」とするのが良いのではないか。	○「II-1基本理念」P12 「“ひと”と“ひと”」とし、その理由について加筆。
5	男女共同参画のまちづくり条例との関係がわかるように、わざわざ男女という漢字を使ったのではないかと考えたときに、ひらがなにしてしまうと、何の条例に関係するものかわからなくなるのではないかと、邪推かもしれないが、少し思ったところである。		
6	なにか、発展段階を説明しても良いのではないか。もともと、「女と男」と書いて「“ひと”と“ひと”」と読ませているが、この意味するものの中には、性の多様性についてもきちんと含まれてくるといったことなどを説明しても良いかもしれない。		
7	男女の漢字を使って「“ひと”と“ひと”」と読ませるこの表現について人権政策・男女共同参画課で実施する「女・男フェスタ」について「性の多様性」の観点から名称変更しているのであれば、こちららも変更した方が良いのではないか。		

No	素案 ページ	提言書素案への意見	提言書案への反映状況等
8	11	Ⅱ-2「計画の位置付け」について ・「一体的」という言葉が2か所使われていますが、「一体的に評価を行う」、「一体的に策定する」の意味があいまいでわかりにくいと思います。	○「Ⅱ-2 計画の位置づけ」P12 ご意見を踏まえ、修正
9	11	Ⅱ-2「計画の位置付け」について ・「法律に規定されている基本計画※1の策定は市町村は努力義務とされています。さいたま市としては、基本計画※2を策定すること、可能であればこの基本計画についても～」の部分について、法の条文の語をそのまま引用するならば、※1の基本計画の前に「市町村」を付けることが必要であるが、文面の意味からすると、※2の部分については「さいたま市基本計画」とした方がよいと考えます。	○「Ⅱ-2 計画の位置付け」P12 ・※1部分について市町村基本計画に修正 ・※2部分については「さいたま市基本計画」という固有名詞のものはないため素案のままとした。
10	11	Ⅱ-2「計画の位置付け」について ・「さいたま市としては、基本計画を策定すること、可能であればこの基本計画についても、一体的に策定し～」の部分について、「さいたま市としては、基本計画を一体的に策定～」としたほうがすっきりすると思います。「可能であれば」を入れると弱い姿勢を感じられてしまいます。	○「Ⅱ-2 計画の位置付け」P12 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める基本方針については、令和4年度末までに策定される予定。 ・「可能であれば」の文言が、当該基本計画を次期基本計画に包含する形で策定することについてかかっており、その事が明確になるよう一部文言を修正。
11	15	目標Ⅶ⑥「被害者の安全確保と支援体制の充実」※について 最後に「庁内関係機関との連携」とありますが、庁内に限るべきではないと考えます。庁内以外は「ネットワークの拡充」に含まれるのでしょうか。※素案時点の番号、名称	○「Ⅱ-4-⑤DV被害者の安全確保と支援体制の充実」P15 「庁内外の関係機関との連携」に修正。
12	15	目標Ⅶ⑦「子どもの安全確保及び必要な支援の充実」※について 被害者あるいはDV家庭の経済的困窮により生じるネグレクトを防止するための経済的観点にも言及すべきと考えました。 ※素案時点の番号、名称	○「Ⅱ-4-⑥DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実」P16 ご意見を踏まえ、加筆。

No	素案 ページ	提言書素案への意見	提言書案への反映状況等
-	19外	<p>●目標VI_施策の方向④ 「困難な問題を抱える女性等の支援のための環境整備」の「女性等」の「等」の要不要について</p>	
13		<p>「困難な問題を抱える女性等に対する支援のための環境整備」の「女性等」の「等」については必要か否かについて。 ・「等」に女性以外の者が具体的に想定されるのである、または現状は想定される者がなくとも、将来「等」に当たる何か明確に示せるのであれば「等」は加えることが可能。それらがなければ「等」は付けられない。法律にも「等」がないことも不要であることの一つの理由になると思います。 一方、「等」を付ける意見としては、法律の件を参考として、さいたま市の行政としては「女性」に限るのか、「等」により、その他まで支援などを行うかどうかにも関わってきますので慎重な判断が必要です。</p>	<p>・目標VI_施策の方向④「困難な問題を抱える女性等に対する支援のための環境整備」について次の理由から削除。</p> <p>・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画に対応する部分として設けたが、再掲が多くなってしまふなどの問題もあるため、施策の方向として1本可せず、現行プランの女性活躍推進計画のように、関連する複数の施策の方向について、位置付ける形としたいと考える。</p>
14		<p>法律に基づくなら「等」を入れないことになる。書き方としては、この法律に基づいてのものということであれば等を入れず「女性」、さらにそこから広げ、同じ趣旨で女性に限らずということであれば、それを区別して記載するような説明にすれば不正確にはならない。その辺りを踏まえてどちらにするかということだと思う。</p>	<p>目標VIを中心に、目標V、目標VIIの一部を位置付けることを想定。</p>
15	19外	<p>目標VIの「誰もが安心して暮らせるまちづくり」について、項目が多い。また、「困難な問題を抱える女性等に対する支援のための環境整備」の順番がどうして目標VIの中で4番目なのかわからないと感じた。困難な問題を抱える女性に対する支援の部分は、再掲が多くなるということだが、もう少し整理できるのではないか。法律ができたから施策の方向として加えるというのは十分理解できるが、困難な問題を抱える女性の中にもひとり親や若い女性なども含まれてくると思う。</p>	
16	19外	<p>目標VI_施策の方向5「性と生殖に関する理解・尊重の取組～」という部分について、国際的にはSRHR（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）なので、少し長くなるが、「性と生殖に関する健康と権利についての理解・尊重～」とできたら良いと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、関連部分を修正。</p>

No	素案 ページ	提言書素案への意見	提言書案への反映状況等
-	19外	●目標Ⅶ「あらゆる暴力のないまちづくり」の「あらゆる」の部分について	
17		目標Ⅶ全体として、「ジェンダーに基づく」として良いのではないか。「あらゆる暴力のないまちづくり」では対象が広過ぎ、計画で対象としないものも意味してしまうのではないか。	・本計画で対象とする内容を鑑み、目標Ⅶ全体として「ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり」とした。
18		あくまで、男女共同参画という観点で言えば、ジェンダーに基づくものに限らないと、全てのことを、本来全部望ましいものであるからと入れていくことになってしまうと思う。児童虐待はジェンダーに関連する部分もあるが、厳密には違う部分もあったりする。そうすると、この目標Ⅶの5番目の「子どもの安全確保及び必要な支援の充実」のところの扱いはどうなるのかなど、どこまで何を目標Ⅶの中でカバーしていくのかという点については整理したほうが良いと思う。	・施策の方向①の「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶」は目標Ⅶの名称と名前は重複しているが、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の内、施策の方向①「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶」はDV防止計画で対象とする部分以外を対象とし、施策の方向②～⑥をDV防止計画部分とするという整理のためそのままの名称とした。
19		暴力の問題は複雑で、ジェンダーに基づく暴力だけで片付けられず、あらゆる暴力としないとジェンダーに基づく暴力もなくなるのではないか。	
20		暴力という言葉に「あらゆる」がかかってくる構造に言葉としてなっていると思うので、それが少しわかりづらいと思ったが、女性だけではなくあらゆる対象に対するということであれば、あまり違和感無い。	
21		現在の暴力には、多くの種類が存在するので、「あらゆる」として良いと思いません。	
22	30	「目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり」について ・仕事をしたい女性が家庭生活のために働きにくいという観点だけでなく、出産による不利益をおそれて妊娠・出産しにくい女性がいることにも配慮すべきです。提言全体として子や要介護者のいない夫婦家庭における女性の困難さを置き去りにしているような雰囲気になることは避けるべきです。	○「Ⅲ-2-目標Ⅳ」P31 ご意見を踏まえ、加筆
23	33	女性の自立支援のあり方という観点から、目標Ⅴの中の女性の経済的自立に向けた取組の部分に、女性のエンパワーメント、主体性の形成を促すといったような内容を入れていくのが良いのではないか。	○「Ⅲ-2-目標Ⅴ」P34 ご意見を踏まえ、加筆

No	素案 ページ	提言書素案への意見	提言書案への反映状況等
24	41	「目標Ⅶ あらゆる暴力のないまちづくり」について ・施策の方向3について、施策の方向5と同様に「関係課間等の相互連携」を明示すべきと考えます。（被害者からの相談で、庁内の各課で同じ話をさせられるという話をよく聞きます）	○「Ⅲ-2-目標Ⅶ」P41 ご意見を踏まえ、加筆

その他の変更	
<p>目標Ⅶの施策の方向③、④、⑤について、対象がDVに関するものであることが明確となるよう、施策の方向名に「DV」の文言を追加（P20外）</p> <p>③ DV被害者の安全確保と支援体制の充実 ④ DV被害者の自立支援の充実 ⑤ DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実</p>	
<p>「Ⅱ-5 計画の目標」の冒頭部分について（P17）</p> <p>・「～事業の国際的協調の下での推進を含む6つの基本目標（第3条）～」の部分について、「事業の国際的協調の下での推進を含む」の部分 を削除。※6つの基本目標は並列の関係のため</p>	
<p>「Ⅲ-2-目標Ⅵ 図表11」について</p> <p>・「児童のいる世帯のうち、ひとり親家庭の割合」から「母子世帯・父子世帯の年間収入状況」へ図表の変更（P39外）</p>	
<p>※上記のほか、文章表現の変更等を一部行っています。</p>	